

## 甲府市農業委員会 9月定例総会議事録

1. 日 時 令和6年9月27日(金) 午後2時00分

2. 会 場 甲府市南公民館

3. 出席委員(19名)

会長：柿嶋 敦、職務代理者：山村 忠弘、米山 夫佐子

### 【農業委員】

1 番 森澤 良直      2 番 落合 洋子   3 番 土屋 三千雄      4 番 宮川 俊一  
5 番 興水 辰次      6 番 芦沢 喜嗣   7 番 小松 芳彦      8 番 越石 和昭  
9 番 亀井 智      10 番 關野 登      11 番 佐々木 茂隆      12 番 西名 武洋  
13 番 渡邊 元二      14 番 野澤 洋子      15 番 長田 正実      16 番 菊島 建

4. 欠席委員

なし

5. 職務のために出席した農業委員会事務局職員の職氏名

事 務 局 長 山本 伸二  
農地係 係 長 長澤 和利  
係 長 中村 勝  
主 任 内藤 ひとみ  
振興係 係 長 窪田 光洋  
主 任 田中 道仁

6. 議 案

議案第1号 甲府農業振興地域整備計画(農用地利用計画)の変更について  
議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について  
議案第4号 令和6年10月告示分農用地利用集積計画の承認について

報告案件

報告第1号 山梨県農業会議への諮問結果について  
報告第2号 農地法第4条の規定による届出について(市街化区域届出)  
報告第3号 農地法第5条の規定による届出について(市街化区域届出)  
報告第4号 農用地利用集積契約の解約について

午後2時00分 開会

○事務局（長澤係長）

本日の議案第1号「甲府農業振興地域整備計画の変更について」、であります。こちらは「農業振興地域の整備に関する法律施行規則」第3条の2の規定に基づく案件でありますので説明につきましては、甲府市農政課が行います。ご了承をお願いいたします。

それでは、本日の総会は、委員定数19名全員のご出席を頂いておりますので、「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定により、本会議が成立していることをご報告いたします。

それでは、甲府市農業委員会総会会議規則第5条の2の規定により、会長が議長を務め、会議を整理することとなっております。柿嶋会長よろしく願いいたします。

○（柿嶋会長）

それでは、只今から、甲府市農業委員会9月定例総会を「農業委員会等に関する法律」並びに「甲府市農業委員会総会会議規則」により、会議を進めてまいります。

最初に、9月定例総会の議事録署名委員ですが、議席の順番により、今回は「11番の佐々木 茂隆 委員」と「12番の西名 武洋 委員」のお2人をお願いいたします。

なお、今月の案件について、先ほど事務局と打ち合わせしたところ、すべての案件において「事前の質問はない」との報告を受けております。

それでは、先ほど事務局より説明がありましたとおり、議案第1号「甲府農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更」につきましては、「甲府市農業委員会総会会議規則」第9条の規定に基づき、甲府市農政課より説明を求めます。

○甲府市農政課（砂山主任）

農政課の砂山です。よろしく願いいたします。

議案の内容に入る前に、簡単に農業振興地域制度の説明をさせていただきます。

農業振興地域制度とは、農地の宅地化など農業以外への利用が進む中で、今後も長期にわたり農業を継続していく地域を明らかにし、計画的に農業を推進していくことを目的とした制度となります。

この制度において、市町村は、農業振興地域整備計画という、おおむね10年先を見据えて、計画的に農地を保全し、農業を推進していく計画を定める必要があり、この計画に位置付けられている農地が、いわゆる「青地」と言われています。

今回の議題は、「随時見直し」という、毎年行われている計画の変更であり、計画に位置付けられている農地を計画から外す、いわゆる「青地」を「白地」にする農地についての説明になります。

各地区ごとの農地調査や定例総会の際に案件について事前に説明させていただきましたが、再度、議案として説明させていただきます。

それでは、個々の案件の説明に入ります。お手元にお配りしております「農用地利

用計画変更案件位置図」をご用意ください。

11 件ございます、1 件ずつ簡単に説明させていただきます。

1 番の案件については、申出者のお孫さんが、住宅を建築するものです。2 番の案件をご覧ください。こちらは認定こども園を営む転用事業者が、園庭の拡張のために利用するものとなります。続きまして 3 番目の案件をご覧ください。こちらは、土木建設業を営む転用事業者が、建築資材等を置く資材置場として利用するものとなります。4 番目の案件をご覧ください。こちらは、土木建築業を営む転用事業者が、建築資材等を置く資材置場として利用するものとなります。5 番の案件をご覧ください。こちらの案件も、土木建築業を営む転用事業者が、建設機械や建築資材などを置く資材置場として利用するものです。6 番の案件をご覧ください。こちらは、隣接する病院を営む転用事業者が、患者用の駐車場として利用するものとなります。7 番の案件をご覧ください。こちらは、建設業を営む転用事業者が、建設機械や建設機材を置く資材置場として利用するものです。8 番の案件をご覧ください。こちらは、電気器具製造業を営む転用事業者が、従業員の駐車場として利用するものとなります。9 番の案件をご覧ください。こちらは、産業廃棄物処理業を営む転用事業者が、トレーラーを置く駐車場として利用するものです。10 番の案件をご覧ください。こちらは、自動車整備業を営む転用事業者が、従業員及び大型車両を置く駐車場として利用するものです。最後に 11 番の案件をご覧ください。こちらは、申出者のお子さんの住宅を建設するものとなります。以上が個々の案件についての説明となります。

○（柿嶋会長）

農政課からの説明が終わりました。すでに農地調査におきまして事前説明が済んでおりましたが、その他何かご意見やご質問がありましたらお願いします。

《 意見なし 》

○（柿嶋会長）

ご質問等ないようですので、それでは、ここで農政課は退室をお願いします。

※<農政課 退室>※

○（柿嶋会長）

それでは、議案第 1 号「甲府農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更について」採決をいたします。

議案第 1 号について、同意される方は、挙手をお願いします。

《 全員賛成 》

全員賛成でありますので、農用地の除外について、農業委員会といたしましては、申出のとおり同意することとします。事務局においては、その旨、甲府市長へ回答を願います。

続きまして、「議案第2号」農地法第3条による許可申請について審議いたします。事務局より説明してください。

○事務局（中村係長）

農地係中村でございます。よろしくお願いいたします。

農地法第3条につきましては、農地を耕作する目的で農地のまま、売買などにより、所有権を移転するものであります。今回は、1件でございます。

議案書3ページの1番、地図は1ページの3条NO.1をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、譲渡し人、譲受け人につきましては、議案書記載のとおりでございます。申請地の〇面は〇〇及び〇〇、〇面は〇〇、〇面は〇〇、〇面は〇〇及び〇〇となっております。譲受け人は、現在、申請地の〇〇で〇〇を〇〇しており、今まで申請地を農地銀行を利用して貸借により、耕作しておりましたが、農地法の下限面積要件が無くなったことから、農地銀行を解約して今回、申請地を取得したいとのごことでございます。申請地では、〇〇と〇〇を栽培したいとのごことでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○（柿嶋会長）

事務局からの説明が終わりました。

議案第2号について、事前にご意見等はいただいておりますが、特別何かありましたらお願いします。

《 意見なし 》

それでは、ご意見等ないようですので、採決いたします。

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について、賛成の方は挙手をお願いします。

《 賛成多数 》

ありがとうございました。

賛成多数ですので、議案第2号については決定し、許可書の交付をして参ります。

引き続き、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」審議いたします。事務局より説明してください。

○事務局（中村係長）

よろしくお願いたします。

農地法第5条につきましては、農地の所有者以外の方が、農地を取得、または借りて、農地を農地以外に転用するものであります。

今月は、所有権移転が3件、賃貸借権の一時転用が2件の、合計5件でございます。議案書4ページの1番、地図は、2ページの5条NO.1（一時転用）をご覧ください。申請地の所在、地目、面積、賃貸人、賃借人につきましては、議案書記載のとおりであり、転用目的は、一時転用の〇〇でございます。

申請地の〇面は〇〇、〇面、〇面は〇〇、〇面は〇〇となっており、農地区分は第〇種農地と判断いたしました。

賃借人は、〇〇で〇〇を〇〇しており、甲府市の〇〇のある〇〇でございます。今回、〇〇の申請地〇側の〇〇の〇〇に伴う、〇〇を〇〇、その〇〇のため、〇〇に近い、申請地を賃借し、〇〇に、一時転用したいとのごことでございます。

〇〇には、〇〇に使う〇、〇〇、〇〇などの〇〇、〇〇、また〇〇を置きたいとのことあります。

なお、一時転用期間は、来年の令和〇年〇月中旬までの約〇か月間で、工事完了後は、農地へ復元して返すこととなっております。

続きまして、議案書2番、地図は、3ページの5条NO.2（一時転用）をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、賃貸人、賃借人につきましては、議案書記載のとおりであり、転用目的は、こちらも一時転用の〇〇でございます。

申請地の〇面は〇〇、〇面、〇面、〇面は〇〇となっており、農地区分は第〇種農地と判断いたしました。

賃借人は、〇〇の〇〇、〇〇を行っている〇〇であります。今回、〇〇した〇〇の〇〇を〇〇するため、〇〇に隣接した申請地を〇〇し、〇〇に必要な〇〇に一時転用したいとのごことでございます。

なお、一時転用期間（〇〇期間）は、来年の令和〇年〇月末までの約〇か月間で、〇〇は、農地へ復元して返すこととなっております。

続きまして、議案書3番、地図は4ページの5条NO.3をご覧ください。申請地の所在、地目、面積、譲渡人、譲受人につきましては、議案書記載のとおりであり、転用目的は、〇〇でございます。

申請地の〇面、〇面、〇面は〇〇、〇面は〇〇となっており、農地区分は、第〇種農地と判断いたしました。

譲受人は、〇〇を〇〇している〇〇ですが、〇〇で〇〇される、〇〇に、〇〇の〇〇が〇〇し、〇〇や〇〇などの〇〇が利用する〇〇の〇〇に苦慮しているた

め、〇〇に隣接した申請地を取得し、〇〇など、〇〇の〇〇に転用したいとのこと  
でございます。転用後は、〇〇の〇〇にする予定であります。

なお、〇〇は碎石で仕上げ、雨水は浸透処理とする計画であります。

続きまして、議案書5ページの4番、地図は、5ページの5条NO.4をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、譲渡し人、譲受け人につきましては、議案書記載の  
とおりであり、転用目的は〇〇でございます。

申請地の〇面は〇〇、〇面、〇面は〇〇、〇面は〇〇及び〇〇となっており、農地  
区分は、第〇種農地と判断いたしました。

譲受け人は、〇〇で〇〇や〇〇を〇〇しておりますが、現在の〇〇が〇〇となっ  
たこと、また〇〇や〇〇に〇〇が多くなったことから、〇〇した申請地を取得し、〇〇  
に転用したいとのことでございます。

転用後は、〇〇に使用する〇〇などの〇〇や、〇〇を〇〇予定であります。

なお、敷地は碎石などで仕上げ、雨水は浸透処理とする計画であります。

続きまして、議案書5番、地図は6ページの5条NO.5をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、譲渡し人、譲受け人につきましては、議案書記載の  
とおりであり、転用目的は、〇〇でございます。

申請地の〇面、〇面は〇〇、〇面は〇〇、〇面は〇〇となっており、農地区分は、  
第〇種農地と判断いたしました。

譲受け人は、〇〇で〇〇及び〇〇を〇〇しておりますが、〇〇するため、〇〇が〇  
〇になったことから、利便性の良い申請地を取得し、〇〇に転用したいとのこと  
でございます。

〇〇には、〇〇に〇〇する〇〇や〇〇、また〇〇や〇〇予定でございます。なお、  
敷地は碎石などで仕上げ、雨水は浸透処理とする計画であります。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○（柿嶋会長）

事務局からの説明が終わりました。

議案第3号についても、事前にご意見等はいただいておりますが、特別、何かあ  
りましたらお願いいたします。

《 意見なし 》

ご意見等ないようですので、採決をいたします。

議案第3号農地法第5条による許可申請について、賛成の方は挙手をお願いします。

《 全員賛成 》

ありがとうございました。

全員の賛成がありましたので、議案第2号については決定いたします。

なお、議案第3号のうち、1000㎡以上の案件については、許可相当とし、山梨県農業会議に諮問して参ります。それ以外の案件については、1000㎡未満ですので許可書の交付をして参ります。

○（柿嶋会長）

続きまして、報告事項のうち、「報告第1号」から「報告第3号」について、一括して事務局より説明して下さい。

○事務局（中村係長）

よろしくお願いします。

それでは、報告事項の説明をいたします。

議案書6ページは、先月の総会案件のうち、農地法第5条の申請について、山梨県農業会議へ諮問をした結果、許可相当との答申を受けました。2件ございました。

議案書7ページから9ページまでは、8月9日から9月8日までに受理しました、市街化区域における農地法4条及び5条の届出を掲載しております。

なお、それぞれの転用目的や農地の所在、届出人等につきましては、議案書に記載のとおりであり、受理通知等につきましては、事務局長の専決により交付済みとなっております。以上でございます。よろしくお願いいたします。

○（柿嶋会長）

事務局からの説明が終わりました。

「報告第1号」から「報告第3号」につきましては、報告事項ですので、ご了承願います。

次に、議案第4号「令和6年10月告示分農用地利用集積計画について」及び報告第4号「農用地利用集積計画の解約について」は、それぞれ関連がありますので、一括して審議いたします。事務局より説明して下さい。

○事務局（窪田係長）

振興係の窪田です。それでは議案第4号の説明をいたします。

旧農業経営基盤強化促進法を利用する案件は、新規設定3件、再設定10件、計13件の申し出がありました。農地中間管理事業を利用する案件はありませんでした。

10ページをご覧ください。議案書10ページの表は、新規設定になります。○○・○○地区からの申し出がありまして、合計面積は○○㎡になります。

中段の表、令和6年度の目標面積118,600㎡に対し、設定面積は86,613㎡、達成率は73%になります。

続きまして、11ページの表は、再設定になります。○○・○○・○○・○○・○○

○北地区からの申し出があり、合計面積は〇〇㎡になります。

中段の表、令和6年度の目標面積389,400㎡に対し、設定面積は79,404㎡、達成率は20%になります。

12ページ1番から13ページ3番は新規設定になります。

13ページ4番から18ページ13番までが再設定の更新となります。

補足説明が必要となる、所有権移転、新規就農者、法人の新規参入の案件はありません。

貸し手、借り手、所在、地目、面積、利用目的、貸借期間については、議案書記載のとおりとなります。耕作に供すべき農用地のすべてを効率的に利用し、耕作に必要な農業に常時従事しているなど、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項による要件を満たしております。

引き続き、農用地利用集積計画の解約の報告をさせていただきます。議案書19ページをご覧ください。

今月は3件の解約になります。解約の内容、理由は、記載のとおりとなります。解約の届けが提出されましたのでご報告をさせていただきます。以上となります。

○（柿嶋会長）

事務局からの説明が終わりました。

こちら事前にご質問の報告は受けておりませんが、特別、何かありましたらお願いいたします。

《 意見なし 》

ご意見等ないようですので、採決をいたします。

議案第4号「令和6年10月告示分農用地利用集積計画について」、賛成の方は挙手をお願いします。

《 賛成多数 》

賛成多数ですので、議案第4号につきましては、決定いたします。

なお、「報告第4号」につきましては、報告事項ですので、ご了承を願います。

以上をもちまして、予定していた案件はすべて終了いたしましたので、9月定例総会を終了いたします。

ご協力ありがとうございました。

午後2時40分 閉会